

“技能実習のリアル”

～ いま、現場で何が起こっているか ～

- ・日 時：11月11日(日) 14:30～16:30 (14:15 受付開始)
- ・場 所：明治大学アカデミーコモン8階(308F) 千代田区神田駿河台1-1
- ・講 師：鈴木和幸さん
(NPO法人クリーニング・カスタマーズサポート理事長)
甄 凱(けんかい)さん
(自治労全国一般平議会・岐阜一般労働組合第2外国人支部長)
(NPO法人・外国人労働者救済支援センター長)
- ・資料代：実習生ネット会員 無料、非会員 500円 ・事前申込み 不要
- ・アクセス：[JR] 御茶ノ水駅(御茶ノ水橋口改札) 徒歩3分
[地下鉄] 丸ノ内線・御茶ノ水駅、千代田線・新御茶ノ水駅 徒歩5分



昨年11月1日に「技能実習法」が施行されてから1年。技能実習の現場は改善されたのか、相変わらず人権侵害が続いているのか。その生々しい実態を、現場で取り組んでいるお二人から報告していただきます。

技能実習法の効果も検証されない中、日本政府は多くの産業や地域での人手不足の深刻さを受けて、拙速にも「新たな外国人材の受入れ」を提起し、今秋の臨時国会に在留資格「特定技能」を新設する入管法改定案を提出しようとしています。「特定技能」は、技能実習の延長ともいえるべき制度設計になっており、悪くすると技能実習に見られた悪弊を拡大するおそれもあります。

いま一度、技能実習の実態を振り返りながら、新たな制度が何をもたらすか、皆さんと一緒に考えたいと思います。

皆さまのご参加をお待ちしています。

【主催】外国人技能実習生権利ネットワーク(略称:実習生ネット)

〒110-0005 東京都台東区上野1-12-6 3階

TEL: 03-3836-9061 FAX: 03-3836-9077

日本社会は分水嶺を迎えている ～ 骨太の方針がもたらすものは？ ～

公益社団法人 自由人権協会 理事 旗手 明

さる6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）が閣議決定され、日本政府は本格的な外国人労働者受入れに舵を切った。

これは、少子高齢化及び人口減少を背景に、日本各地また様々な産業において深刻な人手不足が急速に進行しているためだ。今年7月の有効求人倍率は1.63と44年ぶりの高さを記録し、人手不足による倒産・廃業の増加も指摘されている。

他方、在留外国人数は昨年末において256.2万人を数え、前年比で17.9万人（7.5%）の増加をみて過去最高に達し、初めて総人口の2%を超えた。また、外国人労働者は、昨年10月末には128万人ほどと、前年比19.5万人（18.0%）も増加し、こちらも過去最高を更新している。このように年間20万人近い増加傾向となっている上に、今回の受入れが加わることになる。報道では、「政府の試算では、2025年までに50万人超を受け入れる」ともされている。

いま、日本社会は、外国人労働者政策の転換を契機に、社会のあり様が大きく変わる分水嶺を迎えている。

主な経過

今年2月20日、経済財政諮問会議において、安倍首相は「深刻な人手不足が生じており、専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早

急に検討を進める必要がある」と発言し、内閣官房を中心に「タスクフォース」が設置された。6月5日には骨太の方針（原案）が示され、同月15日に閣議決定された。これを受けて、今秋の臨時国会に入管法改定案を提出し、来年4月にも実施する方向だ。

また、そこに示された「2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直す方針を受けて、7月24日には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が開催された。ここでは、「中間的整理」として「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）」が示され、また8月31日には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」も設置され、年内にも確定させる予定である。なお、こちらは在留するすべての外国人を対象とするものだ。

他方、来年度の概算要求には、骨太の方針を反映したものが目白押しである。例えば、法務省からは、「入国在留管理庁（仮称）」の新設やそれに伴う500人を超える増員要求がある。

「骨太の方針」の概要

骨太の方針は、要約すれば「移民政策とは異なるものとして…一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築するため、新たな在留資格を創設する」とい

うものである。

主な内容は、以下のとおり。

- ① 受入れ業種を指定し、政府基本方針及び業種別受入れ方針を決定する
- ② 技能及び日本語能力の水準は試験等により業種別に確認する
- ③ 技能実習（3年）を修了した者については、②の試験等を免除
- ④ 期間は通算5年、家族帯同は基本的に認めない
- ⑤ 悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じる
- ⑥ 受入れ環境整備は法務省が総合調整機能を持ち司令塔的役割を果たす
- ⑦ 法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化

「骨太の方針」の課題

骨太の方針には多くの議論すべき課題があるが、そのうちのいくつかを挙げてみたい。

- ① 同方針が、正面から外国人労働者受入れに向き合おうとする姿勢は評価できる。しかし、あくまで当面の労働力不足への対応にとどまり、包括的な外国人労働者政策が提示されていないなど、中長期的視野での全体像が描かれていない。

- ② また、国内労働市場との軋轢をできるだけ避けるための、外国人労働者受け入れを量的にコントロールする手段が組み入れられていない。世界各国のこれまでの政策を参考にすれば、国内労働者では充足されないことを確認する「労働市場テスト」、総量や職種・地域別の受け入れ人数を規制するクオータ制、また外国人雇用率、外国人雇用税など、いろいろな手法が考えられる。こうした手段がないと、アクセルだけでブレーキがない状態になる。
- ③ 「業種別受け入れ方針」では、必要とされる日本語能力や技能水準などが、業種ごとに関係省庁と業界団体に任せられる。その結果、受け入れ基準がバラバラとなり、業界事情を優先した無原則な受け入れとなることが心配される。しかも、技能実習（3年）修了者には試験が免除されるので、日本語能力や技能水準が確保されない。その結果、制度の改善が検証できていない技能実習制度との組合せで、問題拡大のおそれも強い。
- ④ 「悪質な紹介業者等の介在を防止する」としているが、募集・採用でマッチング機能を持つのは民間業者であり、その具体的な規制方法は明らかにされていない。韓国の雇用許可制度のように募集・採用ルートを政府間に限定するなどしない限り、制度的な保障とはならず、悪質な業者の排除をうたっても、絵に描いた餅となる可能性が高い。
- ⑤ 受け入れ環境整備について、「法務省が司令塔的役割を果たす」点にも疑問がある。法務省という外国人の出入国及び在留管理に当たる機関が、いわゆる社会統合政策も担うことは、外国人に心理的な抵抗を生じさせ、政策効果をあげられないことが十分に予想される。したがって、法務省外に新たな機関を設置するか、当面、内閣府に

担当させるなど、再検討が必要だ。

- ⑥ このほか、「在留管理体制を強化」するとしているが、2001年の9.11米国同時多発テロ以降に実施された様々な出入国及び在留管理強化策により、すでに外国人に対する管理は徹底されている。これらに加えて、在留管理情報と外国人雇用状況届出情報との突合、マイナンバーの活用などが実施されるならば、外国人労働者は、その雇用、収入、居住状況など、全般にわたりさらに徹底した管理下に置かれることになる。これでは、すでに在留する外国人労働者も含めて、極めて息苦しい社会となってしまうのではないか。
- ⑦ その反面、「移民政策ではない」とするため社会統合政策が希薄ではないか。7月に関係閣僚会議で提案された「総合的対応策(案)」は、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する対応策を引き継いでおり、さほど画期的なものではない。基本的に、自治体や民間の取組みを支援するスタンスであり、社会統合政策における国の責任が明確化されていない。例えば、仕事や社会生活、また自らの権利保護のために不可欠な日本語能力について、国の責任においてその習得を支援するとともに、日本社会への適応上、不適合となる恐れがあるレベルの場合には、日本語習得の義務化も考えられる。これらは、社会的分断を生まないための重要な施策であり、国が責任を持つべきである。

この点、ドイツでは、「滞在法」の中に外国人の統合に関する章を設け、「統合講習に参加する権利」及び「統合講習への参加の義務」を定めるとともに、「統合プログラム」の開発にあたっては行政機関に加えて、宗教団体、労使団体、関係社会団体なども参加するという条文まで置いている。

まとめに代えて

安倍首相は、6月27日の党首討論において、移民政策について「国際的な定義はない」とした上で、「国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策」という独自の定義を開陳した。

しかし、これでは移民政策の意味が極めて曖昧となる。確かに、国際的に正式な法的定義はないが、国連などでは「1年以上にわたり居住国を変更した者」を指すことが一般的である。もし、これに従うならば、骨太の方針による受け入れは、すでに移民政策というべきである。

安倍首相があくまで「移民政策ではない」と言うのは、自らの政治的基盤である保守層のイデオロギーを刺激しないためであろう。しかし他方で、現実の人手不足の切迫性に応えていくための、苦肉の策である感は否めない。従って、私たちは、実質的な移民政策と捉えて、積極的に提案・要求していくべきだろう。

骨太の方針が外国人労働者政策の根本的な変更となり得るならば、それを受け止める制度的な対応が必要である。今後早急に、外国人労働者受け入れ政策全体を統括する組織を設立するとともに、外国人労働者受け入れ及び社会統合政策に関する新たな法制度を確立すべきだ。また、人権面でのインフラを整備するため、外国人労働者基本法、人種差別撤廃法、国内人権機関の設立なども実現させなければならない。極めて短期間に大きな政策変更がなされようとしており、危惧を覚える方も多いと思われる。今ほど、社会全体での真摯な議論が必要とされている時はない。

外国人労働者受け入れ

識者

評論

いま日本には、外国人労働者の大きな波が押し寄せようとしている。既に在留外国人は昨年末で256万人と全人口の2%を超え、外国人労働者も同年10月末で128万人と過去最高を更新した。

こうした中、政府はいわゆる「骨太方針」で新たな外国人材の受け入れを閣議決定し、「一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格」を創設することとした。今秋に入管難民法を改正し、来年4月には施行する方向である。人口減少社会を迎えて労働力不足は深刻度を増し、有効求人倍率が1・62と44年ぶりの高さとなるなど、安倍内閣の唱える



自由人権協会理事

旗手 明

成長戦略にとっても足かせとなりつつあるからだ。

骨太方針では、受け入れを認めるかどうかは業種別に判断する。介護、農業、建設、造船、宿泊の5業種が主な対象と想定されるが、他の業種への拡大も必至だ。

他方、あくまで「移民政策とは異なる」「在留期間の上限を適算

生や、本来労働者でない留学生などに依存するのではなく、骨太方針が正面から外国人労働者受け入れに取り組もうとすることは評価できる。だが、その受け入れ方法には大きな危惧を持たざるを得ない。

一つは、毎年20万人近く増加している外国人労働者の受け入れが、さらに加速することが予

で国内労働市場の「補完」となる受け入れとすべきである。また、これらにより受け入れのベースをコントロールすれば、日本社会との摩擦を低減できる。言うまでもなく、外国人労働者には、日本人との平等待遇を確保すると同時に、転職の自由を含む基本的な労働権を保障すべきだ。

量的制御手段が必要

で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない」としている。しかし「単純労働への門戸開放」2025年までに50万人を超えた受け入れなど報道され、筆者が入手した政府サイドの情報でも、実質的な移民政策であることを否定していないようだ。

国際的な批判が強く「現代の奴隷制」ともいわれる技能実習

とも大切であり、双方の社会統合政策を政府の責任で展開すべきだ。この点、骨太方針は基本的に民間任せであり、腰が引けていると言わざるを得ない。

日本社会はいま、外国人労働者を本格的に受け入れる時代を迎え、岐路に立っている。外国人労働者を単に労働力と見るのではなく、生身の人間として受け入れることが重要だ。的確な外国人労働者政策をとることに

より、欧米に見られる社会的分断を招かない日本型モデルを確立することができると。同じ職を踏むのか。いまこそ、社会全体での冷静かつ真剣な議論が求められている。

もう一つ、新たに受け入れる外国人労働者に、日本に関する理解を深めてもらうことも、日本語能力の獲得などを支援して、日本社会に溶け込んでもらえるようにすることも肝要である。

また、受け入れる日本社会の側が、外国人労働者の背景にある事情や文化などを理解すること

はたて・あきら 1951年千葉県生まれ。京都大学。長く労働行政に携わり、外国人技能実習生権利ネットワーク運営委員。共著に「まやかしの外国人研修制度」「なぜ今、移民問題か」など。